

一、會計委員會報告

(萬場一致承認)

委員長 池谷徳次

説明 富田松蔵君

十一、組合要請絶対反対の件

頭迷固陋なる一部當局者は、官僚的口實——御用組合——修養園——不當處罰等々を以て我等が階級的陣營を破壊せんとして居る之等一切の反動者流の撲滅を期さんとするものである——質問なく討論に入り兼城兼信君(富田)の賛成意見ありて採決の結果、可決

説明 藤井鹿市君

十二、三等局従事員待遇改善要求の件

全國八千有餘の三等郵便局に勤務する従事員の總意を代表して「三等郵便局は請負制度である爲めに局長の事業經營方針は必然的に營利主義に陥るのである」「爲めに従事員の待遇は極度に劣悪化する」「我等は本大會の名を以て當局に其の待遇改善を要求せんとするものである、尙實行方法としては本大會決議を以つて逋信省に要求し、廣島逋信局には決議文を送り、又凡ゆる機會を利用し輿論を喚起し其の實現を期したい」と説明を終り、質問討論を省略して採決に入り萬場一致可決

説明 京谷龍尾君

十三、簡易保険強制募集絶対反対の件

「社會政策の一助として設定された筈の簡易保険が其の趣旨にもとるが如き結果を生みつゝある現行制度の缺點を指摘し、更に従事員に對する簡易保険募集強制的責任數割當、保険料最低額限定、新規募集優等者に視察、行の偽購の特典の附與等に絶対反対するものである」と説明し、質問なく——討論に入り梶原携生君(渋谷)「不良募集多きは強制的結果である、二、新しく制定された受入票は取扱上不便なる許りでなく、加入者の質問に應答する場合記載事項が舊カードに比し省略されてゐる爲め不便である、三、小兒保険は責任數が多いから増員を要求したい、以上の修正意見を含めて可決確定

十四、逋信郵便局業務員兼務手当支給並に旅費一割減額復活の件

説明 高山七郎君

「吾々逋信郵便局従事員は一般郵便局従事員と異り危険率多き汽車に乘務して居るのである、逋道省に於いても乗務者には危険手当を支給して居る——逋信省も此の制度を直に制定すべきである、又昨年九月鐵道船旅費を他の旅費と同一に一割を減じたのであるが、一般職員の旅費と同一に扱ふ事は鐵道従事員の特殊事情を無視するものである——乗務手当制定と旅費減額復活を要求せんとするものである」と説明を終り、質問なく討論を省略して採決——萬場一致可決

説明 根本松吉君

「夏期並に年末首に於ける繁忙の程度は今更説明の要がない程である——この劇務に對する手當の増額要求に當然である——と説明し質問なく、討論なく萬場一致可決

説明 尾崎悦次郎君

十六、電話擴張工事繰延絶対反対の件

公共事業たる電話事業が常に政黨各流のために黨利黨略に利用され居るが如き事實を例證して、現政府の方針に言及して、電話擴張工事繰延に反対するものであると力説して説明を終り、質問討論なく全會一致可決

説明 山西泰之君

十七、逋信労働新聞擴大に関する件

逋信労働新聞が昭和四年七月創刊以來全逋信下級従事員の階級的言論機關として、功績を挙げ來りたる事實を挙げ、「我等の戦線今や全国的に進展し一大發展を遂げんとする秋にあたり、我等が逋信労働新聞を我等の手に依つて譲り擴大せしめなければならぬ」と論じ、實行方法として本會各支部に支局を設置し、新聞配布、紙代納入、通信、讀者會等に關する事務取扱ひを確立したい」と説明を終り質問なく——討論に入り梶原携生君(渋谷)逋信労働新聞を實に我等の指導精神の指針たらしめ、御用組合機關紙聯合時報と徹底的に抗争せしむる爲めに原案に賛成、大ぎに森川四郎君(淀橋)發言を求めて、前發言者の意見である聯合時報と徹底的抗争せよとの主張に對して私は寧ろ靜觀主義、默殺主義をとる事を主張したい、聯合時報があらゆるデマと中傷に終始してゐる時、これに應ずるは彼等に生命を與へてやる様なものである、逋信労働新聞は我等の階級的主張を宣明強調すれば彼等のデマなぞを取上げて尊い紙面をツブス必要はない——討論終り、編輯方針に關する梶原森川兩君の意見は編輯部に於て充分研究する事として採決に入り萬場一致可決